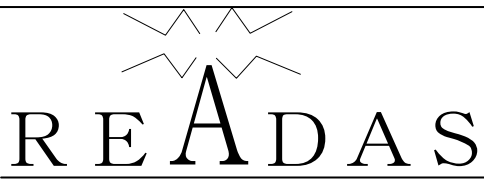


第 5690 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 4月12日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 粉飾決算をした場合

**Q**：前期は赤字だったのですが、業種柄、黒決算にしなければならないので、粉飾決算をしました。今期は業績がいいので、前期に粉飾した金額を修正して損失を出したいのですが、問題ありませんか？

**A**：粉飾決算については、次のように取り扱われます。

### 【解説】

法人税では、内国法人が提出した確定申告書に記載した各事業年度の所得の金額がその事業年度の課税標準とされるべき所得の金額を超えている場合において、その超える金額のうち事実を仮装して経理したところに基づくものがあるときは、税務署長は、その事業年度の法人税につき、事実を仮装して経理したその事業年度後の各事業年度において、その仮装した事実に係る修正の経理をし、かつ、その修正の経理をした事業年度の確定申告書を提出するまでの間は、更正しないことができますとされています。

また、内国法人が粉飾決算をしている場合において、税務署長がその事業年度の所得に対する法人税につき更正をしたときは、その事業年度の所得に対する法人税として納付された金額のうち、その更正により減少する部分の金額でその仮装して経理した金額に係るものは原則として還付しないとされています。

安易に粉飾決算は、しないことです。

